

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第21号

香川県教育委員会表彰規程の一部を改正する規則

香川県教育委員会表彰規程（昭和28年香川県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県の教育の振興に特に寄与したもの並びに<u>他の模範となる顕著な取組を行った</u>児童及び生徒の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県の教育の振興に特に寄与したもの並びに<u>優秀な</u>児童及び生徒の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(教育委員会の表彰)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>他の模範となる顕著な取組を行った</u>児童又は生徒</p> <p>(8) 略</p>	<p>(教育委員会の表彰)</p> <p>第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて、香川県教育委員会が行う。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>優秀な</u>児童又は生徒</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。